



を表するものであります。緊急失業対策法案は、法律そのものとしては、今日の時期において適当な法律だと思ふますけれども、失業問題は、今や日本経済の新しい再編成期において、最も重要な問題として登場をして参つておるのであります。私は、戦争は現代文明下におけるところの最大の罪悪であり、同時に平和時における最大の罪悪は、人間生活を危殆に瀕せしむるという意味で、失業問題であるという考え方を持つております。企業整備、行政整理の强行をしなければ、日本の経済は立ち直らない。新しい国際経済に参加するために、当然行わるべき二大要目ではありますけれども、これに伴つて起るところの失業者の増加ということは、われく爲政家にとって、最も関心を要する問題であると思うのであります。ドツジン・ラインの示すところによつて当然長期経済計画は変更内容を具体的に示しておらないことは——近來労働者が経済の実態について深き関心を有し、生産の増加こそ、日本経済を立て直して行く唯一のかぎであるということを自覚いたしております関係上、特に長期経済計画の生産の数字がはつきり現われないといふことについて、私は非常に遺憾の意を表するものであります。この問題と並行して、おそらく長期経済計画の中に失業対策は大きく反映をし、そうして着実に解決をされて行かなければならぬと思ひます。労働大臣はしばく本会議並びに委員会を通じて、失業問題は終局的には、國民経済の中における

新しい雇用量の増加と、いうことが、決定をするものであるという言葉を、好みで使つておられますするが、私はその終局的な解決方法については、ほんの意を表しつつも、その過程におけるところの收拾方策を、いかに具体的に展開して行くかということに関して、今日緊急失業対策法ができるも、その内容に盛られるところの対策がなければ、佛つくつて魂入れずという形になりますので、これらの点については、政府はすみやかに実質的な失業対策を立てなければならぬ。これらの問題を委員長報告の中に強く反映をしていただきと、いうことを要望いたしまして、本案に賛成の意を表するものであります。

○倉石委員長 春日正一君  
○春日委員 共産党を代表

点について特に取上げて対抗といふわけではないけれども、しかし学校の方でも教員が整理され、受持の児童の数が多くなるという状態で、非常に労働時間が過重になつておるときに、さらに職業紹介の仕事まで学校に押しつけるということ、それと一方では、この職業紹介機関であるところの職業安定所についても、人員の整理が傳えられるという結論になつて来る。そういう状態を考えてみると、これは、一日に言うと「労働省で職業安定関係者を大切つて、そのしりぬくいを学校にさせると」という結論になつて来る。そういうことから來るいろいろな弊害、たとえば特定の職業係を置くために、学校に一種のボスができて、いろいろの情実が発生する。あるいは学校に職業紹介をまかせると、職業安定所の方では学校にやらせるからということことで、おつけごつこをするような弊害も出て来るおそれがある。さらに職員の給與の問題ですが、労働省の予算で出すべきものを、現在少い文部省の予算の中で、教員の奉仕的な仕事としていっしらと行かなければならぬといふ点を考えてみると、やはりこういう立場をはつきりさせなければならない。それからさらに入職業指導は無料でやると、いふように法律ではなくておりますけれども、しかし生活の保障がないためには、実際の補導所の利用ということは非常に率が低い。むしろ生活費の保障をやつて、十分補導所を利用できるよう改正点においても技術の指導といふように答えておりますけれども、しかし組長の技術といふものは、労務管理の技

術である。そういうことに労働者が人を養成して派遣するということになる。いろいろな弊害が出て来るという意味で、こういうような改正に対しては、賛成できない。こういう点からこれは反対するわけです。

それから緊急失業対策法の方は、趣旨としては大体私どもも今失業が出来るという自先の問題としては、異議はないのでありますけれども、先ほど来多くの人から言われているように、予算の裏づけがない。これは労働大臣の方から何としても捻出するというお話をなので、この点だけではまだ問題はないのでありますけれども、たとえば第十條、第二項の賃金額を低くする。これは失業者の救済だから、低くしなければならないが悪いというりくつも、一應はあるようでありますけれども、現在の賃金は決して十分な賃金ではない。実際それだけの賃金でも足りないというのが実情です。そういうときには、一般よりも低くするということになりますと、失業対策をやつても、そういう効果は非常に減殺される。だから十條二項はやはり削除する。それから十一條の雇い入れ拒否の條項、これも濫用されるおそれがあるから、削除したいとわれわれは考える。つまりこういう條項が入っている以上、賛成はできない。

それから労働者災害補償保険法でありますけれども、この改正の中で大体読んでみますと「二十八條で保険料金が実質的に引上げになる。それから追徴料金、延滞料、あるいは納期の指定といふように、最近の経営の困難から保険料金を滞納するという問題に対し、取立てを強化して行くという面がほと

んど改正の中身であつて、ただ改正されたという言葉をそのまま使えるものは、船舶を強制加入に入れたという点にすぎない。従つて現在の労災法の中で特に緊急に改正しなければならない問題といえば、たとえば第十七條、第十八條、第十九條のような場合でありまして、使用者の責めに帰すべき不実の申告だとか、保険料の滞納、あるいは故意または重大な過失のために保険料を支拂わないときは、保険給付の全部または一部を支給しないことができるというふうになつておつて、使用者の過失で実際の損害をこうむるのは、労働者になつておる。こういう点がむしろ改正されるべきではないか。あるいは昔から業務上の災害は、公傷といふ言葉でいわれておりますし、健康新聞で六割もつておつて、あと四割は会社で補助して、大体公傷の場合は、けがしたその日から全額補償されて休めるというふうになつておつたのが、最近こういう法律ができてから、六〇%という原則ができたために、けがした者はしかたなしに休むけれども、肺病のとき病氣の人は、この六〇%では家族を養つて行けないというために、倒れるまで働くので、早期治療ができない。だから労災補償法を改正するというならば、こういう点こそ改正すべきであつて、罰則の強化云々ということによつて、保険料の滞納を取立てるという点は、今さしあつて特に改正する必要はないと思う。そういう意味で反対します。

す。三案に賛成するものであります。

この際いさか所感を述べますならば、まず職業安定法につきましては、そのうちで有料職業紹介所は原則的に

は認めていないのであります。ただ過渡期の補助機関としてこれが運営をやつて行くことになつておりますが、そういう過渡的な必要性から生じておる有料職業紹介所でありますから、有名無実に終らないように、その必要性を十分活用して行くためには、当局の配意が特に必要だらうと考えるのであります。この点につきましては、万全の措置をお願いしたいと思います。

次に緊急失業対策法案におきましては、いざれ九原則の実施に伴いまして、あるいは行政整理、あるいは企業の合理化といふような各方面から、失業者が非常に増大するであろうという予測

は、一般に通ずるところであります。が、それに対しましては、今日の予算は必ずしも十分とは申されません。これにつきましては今後労働大臣の政治力の發揮に御期待申し上げる次第であります。

次に労災法につきましては、労働者保護立法の精神から申しますれば、結果として現われる労災者の補償、あるいは保護救助という面よりも、未然にこれを防いで、労災者を一人でもなく防止する面に十分当局として御努力をすると、いうのが、本来の精神であると考えます。右所感を述べまして、原案に賛成するものであります。

○倉石委員長 石野久男君。

一地域において同一職種に從事する労働者に通常支拂われる賃金の額より低く定めなければならない。というよう

しまして、ただいま上程になつております三案のうち、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案に対しましては賛成いたします。

緊急失業対策法案及び職業安定法の一部を改正する法律案に対するものであります。

まず職業安定法の一部を改正する法律案につきましては、先ほど來各委員の申されておりますように、特に有料職業紹介事業に関しましては、本來これは行つてはならないと考えられるの

であります。今日この有料職業紹介がなされることに關しまして、多くのその点から来る疑義を持つておる。それからなお学校職業紹介につきましては、いわゆる職業安定所の学校行政に対する、少くともそこから来る干渉が生出るという疑義を持つるものであります。私どもとしましては、これに對しましてもつと違つた考え方で臨みたまつ。こういうふうに考へておるのであります。なお、学校職業紹介に關しましての件につきまして、特にこの六十

五條で規定しておりますところの刑罰に相当するものが、非常に苛酷である

というふうに思うのであります。以上のように盛られておりますところの考え方等につきまして、私どもは原案に対して反対するものであります。

○倉石委員長 これにて討論は終局いたしました。

職業安定法の一部を改正する法律案及び緊急失業対策法案を一括採決いたしておきます。右両案に賛成の諸君の御起立に考えております。とにかくとも同

〔賛成者起立〕

○倉石委員長 起立多数。よつて両案はいずれも原案通り可決いたしました。

〔賛成者起立〕

次に労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案を採決いたします。右案に賛成の諸君の御起立を願います。

○倉石委員長 起立多数。よつて本案は原案通り可決いたしました。

〔賛成者起立〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○倉石委員長 御異議なければ、委員長にてさようにとりはからいます。

〔賛成者起立〕

は、委員長に御起立を願うことに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○倉石委員長 御異議なければ、委員長にてさようにとりはからいます。

〔賛成者起立〕

なお失業保険法の一部を改正する法律案の審議は、次回に延期いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次

会は明後三十日午前十時より開会いたします。

午後零時三十四分散会

〔参考〕

職業安定法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

緊急失業対策法案（内閣提出）に関する報告書

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

書

昭和二十四年六月十四日印刷

昭和二十四年六月十五日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局